

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

1面

		酒類免許場整理番号	
令和 年 月 日 高松 税務署長 殿 101 (店舗全体の面積) 41,820.00 m ²	報 告 者 102 (酒類売場の面積) 41,820.00 m ²	(住所) 〒760-0068 香川県高松市松島町3-5-1	(電話) 087 805 局 3875 番
		(氏名又は名称及び代表者氏名) 株式会社瀬戸内 青木栄一	
		(酒類小売販売場の所在地及び名称) 香川県高松市松島町3-5-1	
		株式会社瀬戸内	
103 (免許条件) <input type="radio"/> 1: 製造 <input checked="" type="radio"/> 2: 小売業 (卸小売兼業を含む) <input type="radio"/> 3: 期限付小売業 (免許期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)		104 (営業時間) (注)24時間表記で入力してください。 <input checked="" type="radio"/> 9時0分 ~ 18時0分 <input type="radio"/> 24時間 (定休:)	
105 (酒類小売販売場の業態等の区分) <input checked="" type="radio"/> 1: 一般酒販店 (酒屋、酒類専門店等) <input type="radio"/> 2: コンビニエンスストア <input type="radio"/> 3: スーパーマーケット <input type="radio"/> 4: 百貨店 <input type="radio"/> 5: 1~4以外の量販店 (ディスカウントストア等) <input type="radio"/> 6Ⓐ: 業務用卸主体店 <input type="radio"/> 6Ⓑ: ホームセンター・ドラッグストア <input type="radio"/> 6Ⓒ: その他 (生活協同組合、農業協同組合、ギフトショップ、ピザ宅配店、弁当・惣菜店、果物店、生花店、菓子店等)			
106 令和 年 4月 1日現在、酒類の販売 (売場のみではなく、通信販売等すべての酒類販売) を行っていない場合は、酒類の販売を行っていない理由を選択し、1及び2については、年月を入力してください。 酒類の販売を行っていない場合は、102及び107以降の項目については入力不要です。 <input type="radio"/> 1: 令和 年 月 以降販売予定 <input type="radio"/> 2: 令和 年 月 まで販売していたが現在販売していない <input checked="" type="radio"/> 3: その他			
令和 4 年 4月 1日現在 (期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間) における二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準 (以下「表示基準」という。) の実施状況、酒類販売管理者に関する事項及び経営に関する情報について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の20の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。			

《表示基準の実施状況》

項目		区分	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
表示基準の実施状況等	1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 「いいえ」を選択した方は、次の(1)及び(2)の入力は不要です。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	107	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	108	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示(「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示)を行っている。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	109	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売 (インターネットを含む) を行っている。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」を選択した方は、次の項目の入力は不要です。	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	110	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	インターネットで酒類の販売を行っている。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	111	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類の通信販売 (インターネットを含む) における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	112	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	113	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 酒類の自動販売機を設置している。 (注) 酒類の自動販売機を設置している場合は、4面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも入力してください。	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	114	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適